



委員会発議第1号

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和8年3月19日提出

かすみがうら市議会

議長 来 栖 丈 治 様

提出者 議会運営委員会

委員長 櫻 井 繁 行

提 案 理 由

全国市議会議長会の検討会議での検討事項等を踏まえた全般的な見直しに基づくものとなる。常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上、支障となり得る条文を整理するものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

令和 8 年かすみがうら市議会規則第 号

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則

かすみがうら市議会傍聴規則（平成 1 7 年かすみがうら市議会規則第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

- （2） ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- （3） 酒気を帯びていると認められる者
- （4） その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第 9 条第 1 項第 5 号及び第 6 号を削る。

第 9 条第 2 項を次のように改める。

- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第 1 0 条各号を次のように改める。

- （1） 静粛にすること。
- （2） 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- （3） 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発し

ない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第11条の見出し中「、映画等の撮影及び録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改る。

第12条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第13条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会傍聴規則 新旧対照表

改正前	改正後
(傍聴席に入ることができない者) 第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) (略) <u>(2) 酒気を帯びていると認められる者</u> <u>(3) 異様な服装をしている者</u> <u>(4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u> <u>(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u> <u>(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u> <u>2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u>	(傍聴席に入ることができない者) 第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) (略) <u>(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められた物を携帯し、又は着用している者</u> <u>(3) 酒気を帯びていると認められる者</u> <u>(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u> <u>2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u> <u>3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u>
(傍聴人の守るべき事項) 第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 <u>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u> <u>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u>	(傍聴人の守るべき事項) 第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 <u>(1) 静粛にすること。</u> <u>(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議</u>

	<u>場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u>
(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。	(3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</u>
(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	(4) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u>
(5) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u>	(5) <u>その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u>
(6) <u>みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</u>	
(7) <u>携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置を使用しないこと。</u>	
(8) <u>前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u>	
(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止) 第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、 <u>映画等を撮影し、又は録音</u> 等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。	(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止) 第11条 傍聴人は、傍聴席において写真の <u>撮影、録音、録画、放送</u> 等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。
(傍聴人の退場) 第12条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、 <u>速やかに</u> 退場しなければならない。	(傍聴人の退場) 第12条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、 <u>直ちに</u> 退場しなければならない。
(係員の指示) 第13条 傍聴人は、 <u>すべて</u> 係員の指示に従わなければならない。	(係員の指示) 第13条 傍聴人は、 <u>全て</u> 係員の指示に従わなければならない。
	<u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>